

広報

# なかつえ

2001年

11月号

NO.423



10月7日『黄金郷 秋の雲海ハイキング』スーパー林道から見た雲海

## なかつえの人口と世帯 (10月末現在)

人 口	1,371人(±0)
男	671人(+1)
女	700人(-1)
世帯数	496戸(±0)

発 行／中津江村  
編 集／総務課企画情報係

## もくじ

- 2ページ ..... 平成12年度決算内容
- 3ページ ..... 村の話題
- 4、5ページ ..... 地域の森林区分について
- 6ページ ..... 住民課衛生係からのお願い
- 7ページ ..... タイラーズワールド
- 8、9ページ ..... お知らせ
- 10ページ ..... 国産牛安全宣言

# 村民1人当たり支出額 2,077,852円

## 平成12年度決算額

	歳 入	歳 出
一般会計	2,405,288千円	2,313,313千円
国民健康保険事業特別会計	163,785千円	148,408千円
簡易水道事業特別会計	51,244千円	48,354千円
老人保健事業特別会計	269,664千円	261,984千円
鯛生金山観光事業特別会計	290,319千円	279,922千円
鯛生スポーツセンター事業特別会計	109,650千円	90,345千円
介護保険事業特別会計	103,616千円	95,378千円

中津江村議会第三回定期会最終日となつた十月四日、平成十二年度の決算認定が行われました。今月号では平成十一年度決算・歳出額を項目別に掲載しました。

※2,077,852円は平成12年度決算歳出合計を出納閉鎖日である平成13年5月末(1380人)人口で割ったもの。なお、鯛生スポーツセンター、鯛生金山特別会計分は直接村民生活との関わりも少ないと想定して除外しています。

## 《一般会計の項目別に見た決算額（支出）の内容》



## 杉を使い加工技術の高さを証明



鹿児島県で開催された『南風の生活文化展二〇〇一』において、木正舎（蜂の巣ハウジング）に勤務されている山下秀人さん（池の山）と末次弘明さんの作品が入選、特に山下さんは地元の杉で作ったハイバックのベンチを出品、木工製品の制作に携わって、わずか二年八ヶ月にも関わらず、全国から三百点近い作品が出展される中、奨励賞にあたる『鹿児島県林務水産賞』を受賞しました。

杉は独特の暖かみと美しさがありますが、材質が柔らかく、湿度による変化が大きいことから加工には不向きとされ、特に成長の早い津江地域の杉材はその特性が大きいため、あって材料として使用する場合には、高い加工技術が必要とされるようです。

## 雲海に感動・参加者全員が 12.3kmを踏破



十月七日に開催された、『黄金郷 秋の雲海ハイキング』には五十三名が参加、早朝五時のスタートにも関わらず、遠くは福岡市や大分市からの参加があり、村内からも十八名が参加しました。

当日は天候に恵まれ、幸運にも期待通りの雲海を望むことができました。また、日頃の鍛錬もあってか、多くの人が予定時間より大幅に早く、目的地に到着しました。

## 中学校駅伝 男女共に健闘



十月十八日、大山町で日田郡中学校駅伝競走大会が開催され、津江中学校は男子・女子共に昨年の成績を上回る二位でゴール、特に男子はこれまでの大会記録を三十七秒も縮める大健闘を見せました。

### 《津江中学校の成績》

男子二位（優勝 東渓中）	区間賞	四区	森下 徳是
女子二位（優勝 大山中）	五区	赤星 幸平	
区間賞	一区	遠坂 恵子	
四区	宮木 和		

## 接戦を制し、川辺チーム優勝

十月十七日、B & G 津江海洋センター体育館で村長・議長杯ミニバレーボール大会が開催されました。今回は鯛生、丸蔵、川辺、野田と二チームのオープン参加を合わせた六チームが優勝を争いました。

結果は川辺チームの優勝でしたが、川辺、野田、丸蔵の三チームは実力も伯仲し、接戦となりました。また、小学生チームも闘志いっぱい試合に臨みましたが、予想外の敗戦に試合後、号泣する生徒もいました。



# 地域の森林の働きを分かりやすく区分します。

平成13年6月の”森林法”の一部改正により、これまでの木材生産を主体とした方向性を、抜本的に見直し、森林の多面的機能の維持的な発揮を図るため、必要な措置を講じることになりました。

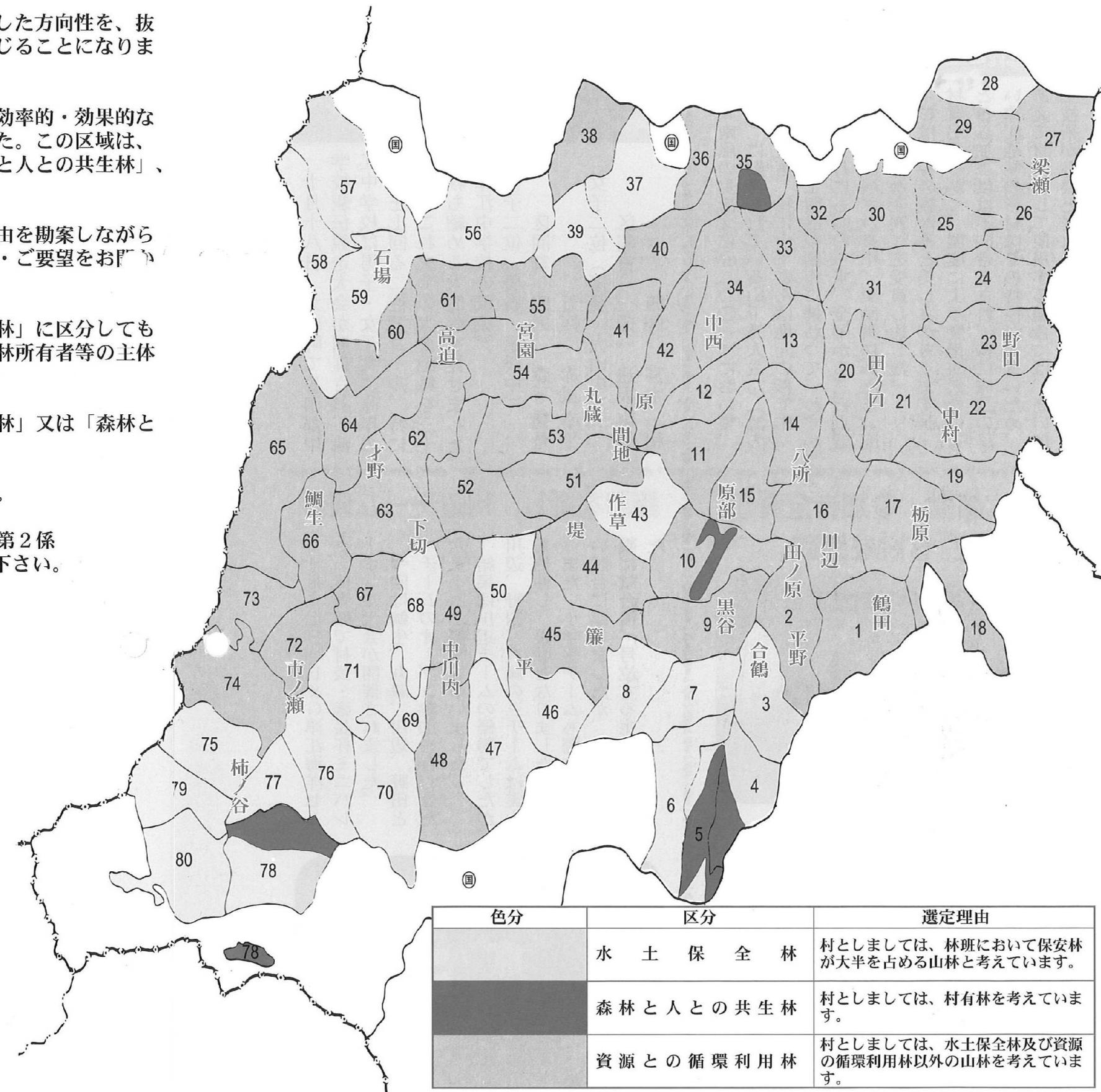
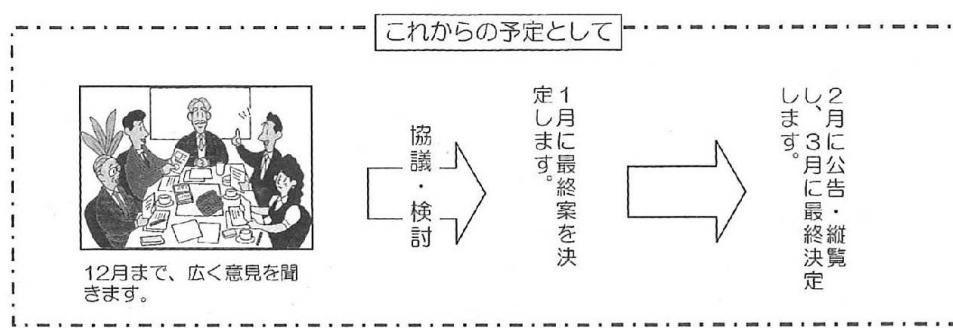
これにより、森林計画事項が見直され、森林整備の方向をわかりやすく示し、効率的・効果的な森林整備を推進するため、地域の森林を3つの区域に区分することになりました。この区域は、市町村が作成する〔市町村森林整備計画〕において、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分します。

村としましては、各森林区分の素案を国が示したフロー図を参考に、以下の理由を勘案しながら右の図面のとおり作成しましたので、森林所有者を含め、地域の方々のご意見・ご要望をお聞かせください。

- 造林補助事業においては今のところ「水土保全林」と「資源の循環利用林」に区分しても補助内容に差はないが、「森林と人との共生林」については、従来の森林所有者等の主体による造林補助事業が実施できない可能性があります。
- 設定された区分を変更する場合、「資源の循環利用林」から「水土保全林」又は「森林と人との共生林」への変更は容易ですが、その逆の変更は難しいこと。

また、この改正により、森林施業計画制度の見直しも、併せて行われています。

詳しくは、中津江村役場産業課林業係または大分県日田地方振興局林業課林務第2係  
(tel:23-2205)までお問い合わせ下さい。



## 焼却施設を設置されている方へ

平成9年6月に廃棄物及び清掃に関する法律が改正され、木くず等廃棄物の焼却施設（処理能力200kg/H以上又は火格子面積2m<sup>2</sup>以上）は廃棄物処理施設として設置許可が必要となり、構造基準、維持管理基準が適用されることになりました。また、平成11年7月にはダイオキシン類対策特別措置法が制定され、処理能力50kg/H又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上の廃棄物焼却施設は特定施設として知事への届出が必要であり、年1回以上のダイオキシン類の測定が義務付けられました。

従って、現在対象となる焼却施設を設置されている方は焼却施設を廃止するか改善等の措置が必要です。

なお、平成14年12月1日からは、さらに厳しい基準が適用されるとともに処理能力200kg/H未満又は火格子面積2m<sup>2</sup>未満を含めたすべての焼却施設についても適用されますので、今後も木くず等を焼却する場合には焼却施設の基準等についてご相談ください。

役場 住民課衛生係・電話 54-3111

## 不法投棄者には厳しい処分が下されます

平成11年度に不法投棄の実態調査をした結果、日田市郡では86カ所、量にして約2000m<sup>3</sup>の廃棄物が確認されました。

投棄された廃棄物はコンクリートブロック、電化製品、農業用ビニール、家具、自転車、寝具等様々であり、人目につきにくい山すそや谷間、道路わきなどに捨てられているため、一度捨てると撤去することができない場合もあります。

こうした状況に対し、平成12年度、4カ所の撤去が行われましたが、その量はわずか100m<sup>3</sup>程度に過ぎません。

廃棄物については廃棄物処理法（廃棄物及び清掃に関する法律）が定められており、

不法投棄については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科（両方）となっており、法人がその業務について行ったときは1億円以下の罰金となるなどの厳しい罰則が定められています。

また、今後は日田玖珠保健所でも不法投棄者の告発等、厳正に対処することとしています。

中津江村では津江郵便局と『廃棄物の不法投棄対策に関する協定』を結び、監視体制も強化されていますが、地域の環境を守るためにも廃棄物の適正な処理が不可欠です。村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

## 年末の日田清掃センター開設について

年末の家庭一般ゴミの増加が見込まれる時期、清掃センター及び最終処分場を開設します。

家庭から出る一般ゴミも個人で持ち込む場合、利用が可能ですのでご利用ください。

開設日：平成13年12月16日（日）

受付時間：午前8時30分～午前12時

午後1時～午後4時

受付対象：家庭から出される一般ゴミ

（粗大ゴミ、家電リサイクル法にかかる家電製品等は除く）

料 金：500kgまで420円  
(日田清掃センター及び最終処分場の両方を利用する場合には、それぞれ料金が発生します。)

搬入先：日田清掃センター  
(日田市緑町・電話22-0111)  
燃えるゴミ、ビン・ペットボトル、金物

日田清掃センター最終処分場  
(大山町東大山・電話22-1980)  
埋め立てゴミ

# Tyler's World

## 『中津江 Let's GO!』



今年の4月に実施したカナダホームステイに参加者した生徒の感想文の中に次のような文書がありました。

「中津江に帰って1週間と少し。もうすっかりもとの生活にもどりました。だから私がこうして作文を書いている今もカナダで会った人達が同じように生活をしていると思うと信じられません。」 今、僕は役場の窓から紅葉の山眺めて、パソコンのスクリーンに目を戻すと、インターネットでアフガニスタンの難民の苦しみが見える、この2つの世界が同じ時間を進んでいるという事実が全く信じられません。

僕は毎日、3つか4つの大陸にいる友達からメールが入る、そして毎日ニュースを夢中で見る。毎年いろんな国にいる友達に会いに行く。4ヶ国か5ヶ国語はしゃべれるけれども遠くにある世界が僕の住む世界と繋がっていて、それらの世界が違った方に進んでいることが信じられません。

僕は上記の中学生より、どのように世界の国々がお互いに影響を与えているのかを理解しているつもりですが、特に現在のアフガニスタンの苦しみは今でも進んでいるのが信じられません。

僕の仕事は中津江村と遠くにある世界の国々を繋ぎ、村の若者と外国から来た人々との接点となり、彼らに大きな自信や興味を与えるような仕事をすることです。

夏の事業が終わってから、最近はイベントとかはあまり開いていません。

今は来年のイベントや11月に行われる『ふるさと祭』で何をするか計画しています。

『ふるさと祭』では、アフガニスタン難民へのチャリティーイベントとして僕の自慢の髪の毛の断髪式を行い。チャリティーを申し出た人に髪の毛を少しづつ切ってもらう企画を予定しています。（最後はバリカンで丸刈りにします。）また、来年のイベントとして考えているのは、海外でのワーキングホリデイビザについての国際交流説明会です。

ワーキングホリデイを通して日本の青年が外国に行って、アルバイトをしながら旅行をするのは貴重な体験となります。また、逆にワーキングホリデイで日本に来ている人達がいっぱいいるので、中津江村でアルバイトをしてもらうのも面白いかもしれません。

このアイデアに興味をもった方は僕に連絡してください。こういった取組に詳しい人を呼んで説明会を開こうと思っています。

よろしくお願いします。

また来月、



## 《これから行事》

11月10・11日

- ・日田の森林フェア  
(林業まつり)  
会場 基山パーキングエリア  
(九州自動車道・下り線)

11月11日

- ・酒呑童子もみじ祭り  
会場 市ノ瀬公園  
10:00~15:00

11月18日

- ・ふるさと祭り  
会場 ウッドスター  
(鯛生スポーツセンター横)  
9:30~15:00

11月25日

- ・上津江村産業文化祭  
会場 上津江村役場前広場  
9:00~15:30

12月7日

- ・農業所得申告説明会  
会場 役場大会議室  
10:00~

## 農業所得の申告について

畠については平成12年分収入に基づく収支計算により、平成13年度の農業所得申告をいただいておりますが、水稻についても平成16年度から同様の申告方法に統一されます。

収支計算による申告は、現在行われている農業所得標準による申告と比較して、詳細な経費計上ができ、適正な課税評価がなされます。一部の方については、既に水稻についても同方式での申告をされています。

平成15年度から水稻分についても収支計算による申告をお考えの方は平成14年1月から売上等の伝票や必要経費に関する領収証等の保管をお願いします。

## 確定申告書が変わります

平成14年1月から所得税の確定申告書が新しくなります。

新しくなった申告書は

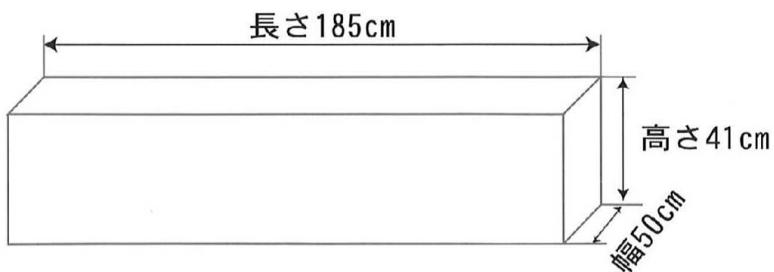
- ・2枚1組となり、これまで面倒だった表から裏への転記を解消、記載欄の簡素化がされています。
- ・小さな文字で書かれていた説明文や計算式を整理し、文字も大きくなりました。
- ・手書きで申告書の書き方と一緒に計算欄を設け、所得金額などの計算ができるようになりました。

問い合わせ先 日田税務署・電話 23-2136

役場 税務課・電話 54-3111

## 鯛生火葬場利用について

中津江村 鯛生火葬場の棺桶の規格は右図のようになりますので、ご利用になる場合には、規格に合わせていただくようお願いいたします。



■社会福祉協議会へ  
御寄付お礼

齊藤 香典返し 成子 三〇、〇〇〇円	市ノ瀬公民館へ 香典返し アサノ 三〇、〇〇〇円	渡邊 香典返し 和義 三〇、〇〇〇円	山本公民館へ 香典返し 成子 五〇、〇〇〇円	齊藤 永瀬 恭治 五〇、〇〇〇円	高原 重俊 五〇、〇〇〇円	渡邊 アサノ 五〇、〇〇〇円	岩本 信男 三〇、〇〇〇円
-----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------	---------------------	----------------------	---------------------



# 国産牛は安心して食べられます。

**牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）に感染した牛の肉等が、食用にも、牛の飼料用にも出回ることがない体制ができました。**

先般、わが国初の牛海綿状脳症に感染した牛が確認されました。その対策として、厚生労働省と農林水産省が協力して、と畜場に出荷される牛を徹底的に検査することにしました。その結果、安全と確認されたもの以外の牛は、食用としても飼料原料用としても出回ることはなくなりました。したがって、牛海綿状脳症にかかった牛の肉等が販売されることはありません。



**牛肉や牛乳・乳製品は、もともと牛海綿状脳症について安全といわれています。**

英国での実験・研究の結果、脳、脊髄、眼及び小腸の最後の部分以外のところから牛海綿状脳症の感染はなく、牛乳・乳製品からも感染はないということがわかっています。

また、国際機関であるOIE（国際獣疫事務局）の基準でも、牛肉は、危険部位（感染の可能性がある部位）ではないとされています。もともと、このように牛肉は安心してお召し上がるものです。

また、輸入牛肉についても、同じくもともと食べてても大いじょうぶですが、現在輸入されている牛肉は、牛海綿状脳症の発生していない国からだけのものです。

## ※徹底的に検査が行われています。

今回、消費者の間で不安が大きくなったのは、焼却処分されるべき牛が飼料原料用に処理されていたことが大きな原因です。厚生労働省では、全国のと畜場に出荷されるすべての牛を対象に検査を実施し、仮に結果が陽性の場合は、食用・飼料用として出荷はできません。このような検査は、ヨーロッパで行われているものと同じものです。

なお、それまでの間は、農林水産省が、緊急措置として、監視と検査を強化し、さらに、30ヶ月齢以上の牛の出荷を先送りする対策を講じますので、牛海綿状脳症の感染拡大の心配がなくなりました。

